

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長 近藤 洋介

市町村名 (市町村コード)	米沢市 (62022)
地域名 (地域内農業集落名)	窪田地区 (下窪田、外の内、上窪田、町、家中、中田、小瀬、上藤泉、沖、東江俣、上矢野目、下矢野目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、60歳以上の農業者が地区内農業者の7~8割を占めており、離農による担い手の減少に加え、後継者も不足している状況である。50歳以下の農業者は既に15ha以上耕作している人がほとんどであり、これ以上の集積が難しい状況である。

地区農業においては、農地の分散による作業効率の低さが目立っており、水路や農地管理等が行き届いておらず、周囲に悪影響を及ぼすおそれが出てきている。水路の老朽化が著しく、必要な水量の確保が困難であるほか、畦畔や法面の経年劣化も進んでいる。

さらに、農業機械・資材・燃料費高騰分の価格転嫁が難しく、農業所得が上がらず魅力のないことが、後継者確保の障害となっており、将来、引継ぎができず耕作放棄地が増加するおそれがある。

現状を踏まえ、将来の担い手となり得る新規就農者や若手農業者の確保・育成、耕作者ごとの農地の集約、水路や農地等の管理、農家一人ひとりの所得向上が課題である。このため、農地を集約化や所得向上に繋がる取組推進のほか、新規就農者の確保・育成や水路・農地等の整備方針等を地区内で検討していく必要がある。

【地域における主要な作物】水稲、そば、大豆、園芸作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を中心に、水稲・大豆・園芸作物を振興し、水稲単一の農業経営ではなく、園芸作物などの他作物との複合経営による所得向上を目指す。地区で話し合いながら、所得向上に繋がる作物の生産方針等を検討していく。

大規模農家を中心に経営体の法人化、営農組合の立上げ等を推進し、出来る限り個人農業ではなく共同や組織による農業経営を目指し、組織化による後継者の確保・育成を進める。

農地の土地改良や区画整理を推進し、農業機械の有効利用を含め、農業の全体的な効率向上を目指す。水路・農道等の管理など、多面的機能支払交付金等を活用した地区での取組を継続する。

農業経営の効率化を図るだけでなく、若手農業者が農業に参画しやすくなるよう、ICT技術等を取り入れたスマート農業化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	501.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	501.34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手等の経営意向を踏まえて、担い手や法人等を中心に農地を集積・集約し、作業機械の有効利用等による効率化を図っていく。 地元の農業委員を中心に農地の交換等による農地の集約化を推進するとともに、誰に貸す、貸さないを個人で勝手に決めず、集落内で話し合いを行いながら決めていけるよう意思共有を図る。 また、農地の集積・集約化には地権者の理解も重要となるため、話し合いの場にはなるべく地権者も呼び込む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手や法人、既に地域内でまとまっている人に優先的に貸し付けていく。 地区で農地中間管理機構の機能について理解を深める。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良区への取組の重要性の働きかけを強化し、農地の大(中)区画化を図るため、農地面積・農道を広くするための基盤整備の実施を推進する。多面的機能支払交付金の活用による水路、農道等の管理や補修作業に継続して取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政等と連携した新規就農の取組を推進し、担い手の確保、新規参入者の受け入れ、異業種の農業への参画を検討するとともに、兼業で農業を続けられる人や農作業を行える人の確保も進める。兼業農家や小規模農家の存在も大事であり、規模の大小にかかわらず支援が受けられるよう行政等へ要望していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲防除作業の委託を推進するとともに、法人との連携による共同作業を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

[②有機・減農薬・減肥料]

補助事業を活用し、有機農業の取組を推進する。

[③スマート農業]

最新技術を学び、遠隔操作で水管理できるような水路の構築や、ドローンや自動草刈機の導入を実施する。

[⑦保全・管理等]

集落で管理体制を共有し、多面的機能支払制度の取組継続により地域ぐるみでの水路等の清掃を徹底し、維持していく。

[⑩その他]

河川内の支障木の排除、堤防除草、国道・県道・市道の草刈り等の環境整備を徹底し、鳥獣害予防や災害防止等を図る。営農型太陽光発電の実施を検討する。低コスト化を図るため、農業機械の全面的なリースを検討する。